

野田市電子決裁システム導入及び運用保守業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市では現在、回議や保管などで紙媒体を主体とした文書事務を行っているが、意思決定や文書の整理に時間が掛かる等の課題がある。さらに、温室効果ガス排出抑制の一環として行っている紙使用量の削減についても取組を強化する必要がある。

そこで、文書管理機能を含む電子決裁システムを導入し、收受・作成から廃棄までの行政文書のライフサイクルを電子的にシステム上で一元的に管理することにより、意思決定の迅速化、事務の効率化及び適正化並びにペーパーレス化による紙使用量の削減及び情報公開に係る市民の利便性の向上の実現を目的とする。

本実施要領は、前述の目的を達成するため、専門的知見を有する民間事業者による企画提案を求め、最適であると総合的に判断される事業者を公募型プロポーザル方式により契約候補者として選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

野田市電子決裁システム導入及び運用保守業務委託

(2) 業務内容

別紙「野田市電子決裁システム導入及び運用保守業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託場所

野田市総務部総務課指定場所

(4) 履行期間

① 導入期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

② 運用保守期間

令和8年4月1日から令和13年9月30日までとする。

(5) 提案上限額

57,723,600円（消費税等相当額を含む。）

（内訳）

① 導入に係る費用 6,613,200円（消費税等相当額を含む。）

② 運用保守に係る費用 51,110,400円（消費税等相当額を含む66か月の総額）

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案見積書の提出において、①・②それぞれの上限額を超える提案は受け付けない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市において業務委託の入札参加資格業者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本実施要領の公表の日から本業務の契約締結の日までの間に野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月20日制定）又は野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (7) 電子交換所又は手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過していること又は本プロポーザルの参加申込前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出していないこと。
- (8) ISO27001又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認証を取得していること。
- (9) 令和2年4月1日以降、本プロポーザルの内容と同種類のシステム導入業務（運用保守を含む。）に係る契約を国、都道府県又は人口10万人以上の市の元請として履行した実績があること。

4 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

項目	日程
公告（実施要領等の公表）	令和7年3月25日（火）
質問書の提出期限	令和7年4月3日（木）午後5時15分まで
質問に対する回答	令和7年4月11日（金）
参加申込書の提出期限	令和7年4月17日（木）午後5時15分まで
参加資格確認結果通知	令和7年4月25日（金）
企画提案書等の提出期限	参加資格確認結果通知のあった日から令和7年5月14日（水）午後5時15分まで
プレゼンテーション実施日	令和7年5月23日（金）
審査結果通知	令和7年5月29日（木）

契約締結	令和 7 年 6 月中旬予定
------	----------------

5 募集要領等の配布

(1) 配布する書類

- ① 野田市電子決裁システム導入及び運用保守業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ② 野田市電子決裁システム導入及び運用保守業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準
- ③ 野田市電子決裁システム導入及び運用保守業務委託仕様書
- ④ 各種様式

(2) 配布方法

野田市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する。

掲載場所 トップページ＞事業者向け情報＞入札情報＞入札等の情報

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合には、次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和 7 年 3 月 25 日（火）から令和 7 年 4 月 3 日（木）午後 5 時 15 分まで

(2) 提出書類

質問書（様式 1）

(3) 提出方法

電子メールで担当課に提出し、質問書の到着を本市の開庁時間内に電話で確認すること。なお、電子メールの件名は、「野田市電子決裁システム導入及び運用保守業務委託に係る公募型プロポーザルについての質問」とすること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 4 月 11 日（金）午後 5 時までに質問者を非公開の上、市ホームページにおいて公開する。

(5) 質問における注意事項

質問書の提出は、各者 1 回限りとし、回答に対する再質問は、原則として受け付けない。

7 参加申込の方法

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の必要書類を提出すること。

(1) 提出種類

- ① 参加申込書（様式 2）
- ② 事業者概要書（様式 3）

- ③ 履行実績報告書（様式4）
- ④ ISO27001又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会の定めるプライバシーマークのいずれかの認証を取得していることを証する書類の写し
- (2) 提出部数
各1部
- (3) 提出方法
担当課への持参又は郵送
※ 持参の場合は、事前に担当課へ連絡し、持参予定日時を連絡すること。
※ 郵送の場合は、配達記録が残る方法により郵送すること。
- (4) 提出期限
令和7年4月17日（木）午後5時15分まで（郵送の場合は必着）
- (5) 書類作成上の留意事項
各様式の記載方法等については、様式に記載されている指示事項に従うこと。

8 参加資格審査結果の通知

参加申込書を提出した事業者に対して、電子メールにより令和7年4月25日（金）までに参加資格審査結果を通知する。

9 企画提案書等の提出

参加資格を認められた事業者（以下「参加者」という。）は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書等提出届（様式5）
 - ② 会社概要の分かる資料（パンフレット等）
 - ③ 企画提案書（任意様式）
 - ④ 履行実績報告書（様式4）
 - ⑤ 業務実施体制表（様式6）
 - ⑥ 機能要件一覧表
 - ⑦ 提案見積書（様式7）
 - ⑧ 提案見積金額内訳書（任意様式）
- (2) 提出部数
紙媒体で正本1部（代表者の押印をしたもの）、副本7部（押印不要）及び③から⑥については電子データ（CD-R又はDVD-R）で1部
- (3) 提出方法
担当課への持参又は郵送
※ 持参の場合は、事前に担当課へ連絡し、持参予定日時を連絡すること。

※ 郵送の場合は、配達記録が残る方法により郵送すること。

(4) 提出期間

令和7年5月14日（水）午後5時15分まで（必着）

(5) 書類作成上の留意事項

- ① 提出書類のサイズは日本工業規格によるA4サイズとする。A3サイズを使用する場合は、A4サイズに折り込むこと。
- ② 提出書類は、1部ごとにファイルで綴じて提出すること。
- ③ 企画提案書の様式は任意とするが、次に掲げる項目について記載し、ページ数は表紙等を含めて30ページ以内（A3サイズは2ページとしてカウント）とする。印刷は両面印刷を基本とし、表紙及び目次を除きページ下部にページ番号を付すこと。

項目	記載内容
1	基本方針
2	業務実施体制
3	スケジュール・工程管理
4	システム概要（構成・機能・特徴・操作性）
5	導入支援
6	職員研修
7	運用支援
8	保守サポート体制
9	障害時対応
10	セキュリティ
11	契約期間終了後の対応
12	制度変更等への対応
13	独自提案

- ④ 機能要件一覧表の対応状況欄には、次に掲げる対応方法に応じて、それぞれに定める記号を記入すること。なお、対応状況の欄を空欄とした場合は、「×」として扱う。

ア 標準パッケージで対応可 : ◎

イ 提案上限額内でのオプション又はカスタマイズにより対応可 : ○

ウ 標準機能による代替運用で対応可（提案上限額の範囲内でのオプション又はカスタマイズ対応不可） : △

エ いずれの方法でも対応不可 : ×

- ⑤ 提案見積書は、税抜きの金額で記載することとし、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した額が提案上限額を超えてはならない。

- ⑥ 提案見積金額内訳書の様式は任意とするが、導入と運用保守の経費を明確に区分した上で、それぞれの経費について詳細な内訳を記載すること。

(6) 書類提出に関する注意事項

- ① 提出書類の差し替え等は、提出期間内に限り行うことができ、提出期間終了後の追加書類の提出はできない。
- ② 上記書類のほか、必要に応じて別の書類を求めることがある。
- ③ 企画提案は、1者につき1案に限る。

10 審査及び選定方法

(1) 審査方法

- ① 企画提案書の審査及び選定は、野田市電子決裁システム導入及び運用保守業務委託に係る公募型プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して、企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションについて総合的に審査を行う。なお、審査内容及び経過は、公開しない。
- ② 参加者が1者の場合であっても審査を実施し、選定の可否を決定する。
- ③ 参加者が多数あり、契約候補者の選定に著しい支障が生じると認められる場合は、企画提案書等について、1次審査としてプレゼンテーション実施前に書類審査を行い、プレゼンテーションを実施する参加者を適当数選定する場合がある。その際の選定結果については、別途参加者に通知する。

(2) 選定方法

- ① 選定委員会において、下記(3)の審査基準に従い評価、採点し、総合評価点が基準点を満たしており、かつ、最も高い得点を得た参加者を契約候補者として選定する。
- ② 基準点を満たす総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、選定委員会委員の多数決で決し、同数のときは、委員長が決することにより契約候補者を選定する。

(3) 審査基準

別紙「野田市電子決裁システム導入及び運用保守業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準」のとおり

(4) プレゼンテーション

参加者による企画提案に関するプレゼンテーションを実施する。なお、欠席又は遅刻した場合は、参加を辞退したものとみなす。

- ① 実施日 令和7年5月23日（金）

※ 開催時間等の詳細は、参加者に通知する。

- ② 実施場所

野田市役所庁舎内会議室

- ③ プレゼンテーションに関する注意事項

ア プレゼンテーションは、提出した企画提案書に沿って行うこととし、追加の資料の提出は認めない。

イ 参加人数は、4人までとする。

ウ 1者の持ち時間は、プレゼンテーションに40分、質疑応答に10分の合計50

分とする。なお、準備・撤収は、開始・終了時刻の前後5分程度とする。

エ プレゼンテーションにおいて、企画提案書の一部やシステムのサンプル画面をスクリーンに投影しながら説明を行うことも可とする。その際、プロジェクター、スクリーン及びケーブル(HDMI)は市が用意するが、それ以外の必要な機材は、参加者が用意すること。

オ 市は、プレゼンテーション及び質疑応答を録音することができる。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和7年5月29日(木)に、参加者に対して電子メールで通知する。その際、契約候補者及び次に評価点が高かった者(以下「次点事業者」という。)にはその旨と点数を、その他の参加者には選外となった旨と点数を記載する。あわせて、契約候補者についてのみ参加者名と審査結果を市ホームページで公表する。なお、審査結果に対する一切の問合せ及び異議申立ては、受け付けない。

1.1 参加者の失格

参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には失格とし、直ちに本業務の契約資格を失う。

- (1) 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- (2) 「3 参加資格」に規定した要件を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 上記に掲げるもののほか、提案に当たり、著しく信義に反する行為等があった場合

1.2 契約の締結

契約候補者と仕様及び契約条件等について、調整の上、随意契約を締結する。なお、契約の締結に当たり、再度見積書を徴取する。

契約候補者との契約が成立しなかった場合は、次点事業者と契約の交渉を行うことがある。

1.3 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- (2) 本プロポーザルは、随意契約の契約候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (3) 提出書類は、特別の場合を除き、返却しない。また、提出書類は原則非公表とするが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、野田市情報公開条例に基づき開示する場合がある。開示に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。

なお、提出書類は、契約候補者の選定に伴う作業等に必要な範囲で使用し、また複製

を作成することがある。

- (4) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式8）を提出すること。なお、本プロポーザルでの辞退は、本市の今後の業務に関して何ら不利益を伴うことはない。
- (5) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て事業者の負担とする。
- (6) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。
- (7) 本プロポーザルの参加に当たり、事業者に生じた損害等については、市は一切その責を負わないものとする。
- (8) 本実施要領に規定されていない事項が発生したときは、公平性を考慮した上で適宜本市が判断するものとする。

1 4 提出及び問合せ先（担当課）

野田市 総務部 総務課 市民相談・庶務係

所在地 〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1

電話 04-7123-1071（直通）

メールアドレス soumu@mail.city.noda.chiba.jp